

事務連絡
令和4年7月22日

施術管理者 各位

東京都福祉保健局
保健政策部医療助成課長

㊦マル障・㊧マル乳・㊨マル子にかかるポスター掲示について（依頼）

日頃から、東京都の医療費助成事業につきまして、多大な御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の3制度については、毎年度、受給者証・医療証の更新時期に合わせて、施術所窓口において周知ポスターを掲示していただいているところです。

今年度においても以下のとおりポスターを作成いたしましたので、恐縮ですが貴施術所内における掲示をお願いいたします。

今後とも、受給者証・医療証の適正な取扱いにつきまして、御理解、御協力いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

1 標記制度に関するポスター一覧

制度	ポスタータイトル	ポスター内容	掲示方法
マル障制度	「㊦受給者証をお持ちの方へ」	受給者証更新（R4.9.1）のお知らせ	現在掲示していただいているポスターと、差し替えて掲示願います。
マル乳・マル子制度	「㊧・㊨医療証をお持ちの方へ」	医療証更新（R4.10.1）のお知らせ	

2 ポスター内容

(1) マル障制度「㊦受給者証をお持ちの方へ」

[受給者証の色] 令和4年9月1日から、受給者証の色が「クリーム色」になります。

[証の有効期間] 令和4年9月1日から令和5年8月31日までです。

なお、精神障害者保健福祉手帳による受給者の方は、手帳の有効期限が到来する年のマル障の終期は、手帳の有効期限満了日までとなります。

[負担割合等] 対象者の前年の所得により、1割負担のあるもの（公費負担者番号80136…）と負担のないもの（公費負担者番号80137…）の2種類となります（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額はいずれも本人負担）。

(2) マル乳・マル子制度「・医療証をお持ちの方へ」

[医療証の色] 令和4年10月1日から、医療証の色が「淡い緑」になります。

[証の有効期間] 令和4年10月1日から令和5年9月30日までです。

[自己負担等] マル子の医療証については、自己負担のあるものと自己負担のないものの2種類（下表のとおり）となります（食事療養標準負担額はいずれも本人負担）。

なお、マル乳については、自己負担はありません。

≪マル子医療証の種類≫

➤自己負担のあるもの（通院1回につき200円上限）

公費負担者番号 88131…、88134…

➤自己負担のないもの


公費負担者番号 88133…、88135…、88137…




制度概要・最近の変更内容・レセプト記載例等は東京都福祉保健局ホームページを御参照ください。

東京都福祉保健局トップ⇒分野別のご案内「医療・保健」⇒医療助成

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/josei/index.html>

問合せ先 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

担当 03(5320)4571

担当 03(5320)4282

4 福保保助第 209 号
令和 4 年 7 月 22 日

各施術団体 御中
施術管理者 各位

東京都福祉保健局
保健政策部医療助成課長
(公 印 省 略)

患者ごとの償還払いへの変更に係る心身障害者医療助成費、ひとり親家庭等医療助成費、乳幼児医療助成費及び義務教育就学児医療助成費に関する受領委任の取扱いについて（通知）

日頃から、東京都の医療費助成事業について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
先般、『柔道整復師の施術に係る療養費について』の一部改正について（令和 4 年 3 月 22 日付保発 0322 第 4 号）が厚生労働省保険局長より通知されました。

つきましては、患者ごとの償還払いへの変更に係る心身障害者医療助成費（以下「マル障」という。）、ひとり親家庭等医療助成費（以下「マル親」という。）、乳幼児医療助成費（以下「マル乳」という。）及び義務教育就学児医療助成費（以下「マル子」という。）に関する受領委任について、下記のとおり取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 償還払いへの変更

保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認め、患者及び施術管理者に対して「償還払い変更通知」を送付した場合、マル障、マル親、マル乳及びマル子の受領委任払いについても取扱いが中止となります。

保険者等より、「償還払い変更通知」が到着した月の翌月以降の施術分について、マル障の請求分は「**④**医療助成費支給申請書」を東京都へ提出しないようお願いいたします。

また、マル親、マル乳及びマル子の請求分は「**①** **②** **③**各医療助成費支給申請書」を各区市町村へ提出しないようお願いいたします。

2 受領委任の取扱いの再開

保険者等から「受領委任の取扱い再開通知」を受けた患者が、当該通知を施術管理者に提示することにより、マル障、マル親、マル乳及びマル子についても、当該通知に記載された再開月以降から受領委任の取扱いが再開できます。

<問合せ先>

【マル障】東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

給付担当 03 (5320) 4286

助成担当（制度）03 (5320) 4571

【マル親・乳・子】東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

医療助成担当 03 (5320) 4282

各施術団体 御中
施術管理者 各位

東京都福祉保健局
保健政策部医療助成課

長期・頻回な施術に係る心身障害者医療助成費、ひとり親家庭等医療助成費、
乳幼児医療助成費及び義務教育就学児医療助成費に関する受領委任の取扱い
について（通知）

日頃から、東京都の医療費助成事業について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
先般、『『はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受
領委任の取扱いについて』の一部改正について』（令和3年4月28日付保発0428第1号）
厚生労働省保険局長より通知がありました。

つきましては、長期・頻回な施術に係る心身障害者医療助成費（以下「マル障」とい
う。）、ひとり親家庭等医療助成費（以下「マル親」という。）、乳幼児医療助成費（以下
「マル乳」という。）及び義務教育就学児医療助成費（以下「マル子」という。）に関する
受領委任について、下記のとおり取扱いいただきますようお願いします。

記

1 償還払いへの変更

保険者が、施術効果を超えた過度・頻回な施術として疑い、施術管理者及び患者に対
して償還払いに変更する旨を通知（以下「償還払い変更通知」という。）した場合、マル
障、マル親、マル乳及びマル子の受領委任払いについても取扱いが中止となります。

保険者より、「償還払い変更通知」が到着した月の翌月以降の施術分について、
マル障の請求分は「**障**医療助成費支給申請書」を東京都へ提出しないようお願いします。

また、マル親、マル乳及びマル子の請求分は「**親 乳 子**各医療助成費支給申請書」を
各区市町村へ提出しないようお願いします。

2 受領委任払いの再開

保険者から受領委任払いの再開通知を受けた患者が、当該通知を施術管理者に示すこ
とにより、マル障、マル親、マル乳及びマル子についても、次回請求分（通知年月日の
翌月の施術に係る請求分）から受領委任払いの取扱いが再開できます。

<問合せ先>

【マル障】東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

給付担当 03（5320）4286

助成担当（制度）03（5320）4571

【マル親・乳・子】東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

医療助成担当 03（5320）4282